

加古川市「人・農地プラン」検討会設置要綱

平成24年9月21日

地域振興部長決定

(設置)

第1条 地域において、地域の中心となる経営体の確保や地域の中心となる経営体への農地集積、今後の地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」を策定又は更新するため、加古川市「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、人・農地プランの妥当性等の、審査・検討を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる団体の代表および女性農業者（以下、「委員」という。）をもって組織する。

2 検討会は、9名の委員をもって構成し、うち3名以上は女性とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとし、任期は3年とする。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(議事)

第5条 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 検討会は、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、産業経済部農林水産課で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検討会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月21日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

2 検討会設置の初年度の会長の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

	団体名
1	加古川市農業委員会
2	加古川市地域農業再生協議会
3	加古川市集落営農組織連絡協議会
4	加古川農業青年クラブ
5	兵庫南農業協同組合
6	加古川市南農業協同組合
7	加古川農業改良普及センター